別表第八（第二条第三項関係）〔平成24年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成６年改正法附則第11条第７項第４号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成23年										平成24年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成23年	4月	昭和16年４月２日から昭和16年５月１日までに生まれた者	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5月	昭和16年５月２日から昭和16年６月１日までに生まれた者	30,070	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和16年６月２日から昭和16年７月１日までに生まれた者	44,990	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和16年７月２日から昭和16年８月１日までに生まれた者	59,870	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和16年８月２日から昭和16年９月１日までに生まれた者	74,690	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和16年９月２日から昭和16年10月１日までに生まれた者	89,470	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和16年10月２日から昭和16年11月１日までに生まれた者	104,200	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—
	11月	昭和16年11月２日から昭和16年12月１日までに生まれた者	118,880	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—
	12月	昭和16年12月２日から昭和17年１月１日までに生まれた者	133,510	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—
平成24年	1月	昭和17年１月２日から昭和17年２月１日までに生まれた者	148,090	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—
	2月	昭和17年２月２日から昭和17年３月１日までに生まれた者	162,630	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—
	3月	昭和17年３月２日から昭和17年４月１日までに生まれた者	177,120	162,550	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020

別表第九（第三条第一項関係）〔６月間の四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年７月から平成23年10月までの月
前納額	67,070円

別表第十（第三条第二項関係）〔平成23年６月までの期間のすべての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 44,920	円 33,700	円 22,500	円 11,270

別表第十一（第三条第二項関係）〔平成24年３月までの期間のすべての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年						平成24年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 100,120	円 89,140	円 78,120	円 67,070	円 55,980	円 44,860	円 33,700	円 22,500	円 11,270

別表第十二（第三条第三項関係）〔平成23年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成23年			
			3月	4月	5月	6月
			円	円	円	円
平成23年	4月	昭和26年４月２日から昭和26年５月１日までに生まれた者	11,330	—	—	—
	5月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	22,560	11,270	—	—
	6月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	33,760	22,500	11,270	—
	7月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	44,920	33,700	22,500	11,270

別表第十三（第三条第三項関係）〔平成24年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成23年						平成24年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
			円	円	円	円	円	円	円	円
平成23年	8月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	11,270	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	22,500	11,270	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	33,700	22,500	11,270	—	—	—	—	—
	11月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	44,860	33,700	22,500	11,270	—	—	—	—
	12月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270	—	—	—
平成24年	1月	昭和27年１月２日から昭和27年２月１日までに生まれた者	67,070	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270	—	—
	2月	昭和27年２月２日から昭和27年３月１日までに生まれた者	78,120	67,070	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270	—
	3月	昭和27年３月２日から昭和27年４月１日までに生まれた者	89,140	78,120	67,070	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270